

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 70 条第 1 項の規定に基づき、大学院学生(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生を含む。以下「学生」という。)の懲戒処分に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第 2 条 学生の懲戒は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 11 条及び同法施行規則(昭和 22 年省令第 11 号)第 26 条第 2 項に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の学長が、教育上の権限により一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の不利益を与える処分であり、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

- 2 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。
- 3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない、事前に学生に通知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

(懲戒の種類と定義)

第 3 条 懲戒は、学則第 70 条第 2 項の規定に基づく訓告、停学及び退学とし、当該用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 訓告 学生の行為について戒め諭すことをいう。
- (2) 停学 一定期間登校を禁止することをいう。
- (3) 退学 学生の身分を剥奪することをいう。

(訓告)

第 4 条 訓告は、学長が本学の教育的意思表示を文書をもって被処分者に与えることである。

(停学)

第 5 条 停学は、無期停学又は有期停学とし、この間の登校は認めない。

- 2 無期停学の期間は、6 か月以上、有期停学の期間は、6 か月未満とする。
- 3 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。
- 4 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。

(退学)

第 6 条 退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行い、再入学は認めない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(自宅謹慎)

第 7 条 学長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に自宅謹慎を命じることができる。

- 2 自宅謹慎期間中は、登校を停止し、サークル活動等への参加、図書館等の大学施設の利用も停止するものとする。
- 3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒手続)

第8条 部会長(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会長を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会委員長をいう。以下同じ。)が懲戒対象行為の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは自宅謹慎の必要性について、部会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会を、大学院医学系研究科看護学専攻後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会をいう。以下同じ。)に諮って、速やかに学長に届け出るものとする。

- 2 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、部会の責任において行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、部会長からの届出事項を教授会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学系研究科医学専攻教授会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び同専攻博士後期課程にあつては、大学院医学系研究科看護学専攻教授会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻協議会をいう。以下同じ。)に諮って、懲戒処分を決定する。ただし、処分の決定に際し、社会奉仕活動等の実施を付加することができるものとする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第10条 懲戒処分の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

- 2 懲戒処分の発効日は、本人に対して懲戒処分の通知を行った日とする。

(告示)

第11条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第12条 学長は、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

- 2 学長は、被処分者から請求があつた場合には、当該文書を開示することができる。

(不服申立)

第13条 被処分者は、懲戒処分の内容に不服があるときは、その理由を付して学長に対して不服申立を行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、懲戒処分の通知後、速やかに行うものとする。

- 3 学長は、前項の不服申立があつたときは、学長が指名する者をもって構成する審査委員会を速やかに設置するものとする。

(懲戒処分の解除)

第14条 部会長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び研究意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、部会に諮って、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

- 2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、教授会に諮って、無期停学の解除を決定する。

- 3 無期停学の解除の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

(懲戒処分と自主休学又は自主退学)

第15条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分決定前に自主休学又は自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

第2章 懲戒行為と懲戒

(定期試験等における不正行為)

第16条 定期試験等における身代わり受験等の悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

2 定期試験等におけるカンニング等の不正行為に対する懲戒処分は、停学とする。

3 定期試験等において、監督者の注意又は指示に従わない行為に対する懲戒処分は、訓告とする。

4 前3項の懲戒処分を受けた被処分者は、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(研究活動における不正行為)

第17条 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程(平成26年規程第21号)第2条に規定する研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(交通事件に関する行為)

第18条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反(刑法(明治40年法律第45号)第208条の2(危険運転致死傷)に規定する進行を制御することが困難な高速度)等悪質な運転により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

2 悪質なひき逃げ等に対する懲戒処分は、退学とする。

3 その他の交通事件(構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(薬物犯罪に関する行為)

第19条 薬物犯罪(大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

(ストーカー犯罪に関する行為)

第20条 悪質なストーカー犯罪(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下この条において「法」という。))第2条に規定するつきまとい等の行為)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のストーカー犯罪(法第3条に規定するつきまとい等をして不安を覚えさせるなどの行為)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(わいせつ行為)

第21条 わいせつ行為(痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り等))に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(ハラスメント行為)

第22条 セクシュアル・ハラスメント又はその他のハラスメントに対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(情報機器等の不正使用行為)

第23条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害等)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(個人情報等の守秘義務違反行為)

第24条 学生が研究活動・教育実習等において知り得た患者等の個人情報等の守秘義務違反行為（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報の不正取得、漏えい、目的外利用等の行為）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（学内での非違行為）

第25条 本学の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産）を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

2 本学の教育、研究、診療又は管理運営を著しく妨げる暴力行為に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

3 本学が管理する建物等への不正侵入又は不正使用若しくは占拠に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

4 本学が管理する建物等への破壊、汚損、不法改築等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

5 本学関係者に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（その他の刑事事件に関する行為）

第26条 第18条から第25条に規定する行為以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）に対する懲戒処分は、退学とする。

2 その他の刑事事件（傷害、窃盗等）に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

（懲戒対象行為以外の学生としてあるまじき行為）

第27条 部会長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第3章 雑則

（規程の改廃）

第28条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

（雑則II）

第29条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月7日規程第20号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日規程第14号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日規程第85号）

この規程は、令和6年12月19日から施行する。